

# 平成 19 年度東海農政局行動計画に基づく取組の評価（案）

平成 20 年 7 月

東 海 農 政 局

【問い合わせ先】

東海農政局：企画調整室  
担 当 者：室長補佐(基本計画推進)  
企 画 官(総括)  
電 話：(代表)052-201-7271 (内線 2316 2313)  
F A X：052-219-2673

<http://www.maff.go.jp /tokai/>

## － 目 次 －

東海農政局における行動計画・評価について……………	1 ～ 2 頁
Ⅰ， 目標及び平成 19 年度の評価結果……………	3 ～ 14 頁
Ⅱ， 平成 19 年度活動計画の実績……………	15 ～ 28 頁

# 東海農政局における行動計画・評価について

## 1. 趣 旨

東海農政局では「食料・農業・農村基本法(11年法律第106号)」と「食料・農業・農村基本計画(17年3月25日閣議決定)」に沿った地域における食料・農業・農村政策(新基本法農政)の着実な推進を図るため、より現場に近い地方農政局の「取組」が極めて重要との基本的考え方の下、「東海農政局行動計画(行動計画)」を策定し、局内における行動計画及び目標を決定していますが、併せて、それらに基づく局内の各種取組等について、毎年度、評価を行うことにより「取組」の効率化を目指すこととしています。

### 【参考：行動計画策定の考え方】

策定に当たっては、以下の東海地域の特性を踏まえ、重点的に推進する事項を設定しています。

#### <東海食料・農業・農村の特徴>

- ・東海地域は、人口1千万人を超え、中央部に名古屋市をはじめとする都市地域、その周辺に農村地域が広がる。高速道路などの交通網が発達し、伊勢湾等の港湾や中部国際空港などの国際交流機能も有する。
- ・食品産業が発達し、全国的にも著名な食品会社が存在。
- ・1戸当たり耕地面積は全国平均と比べ、著しく狭小にもかかわらず、野菜、花き等の多様な生産によって高い生産性。
- ・都市近郊地帯であることから農地の資産的価値が高く、経営規模の拡大は農地の売買よりも賃貸借や農作業の受委託による対応が顕著。
- ・濃尾・明治用水等の農業水利事業や排水改良、ほ場整備を中心とした農業基盤の整備を実施。
- ・流域住民等による水源・水質保全の取組を積極的に実施。

#### (近年の動向)

- ・以上のような特徴に加え、東海の景気は、平成15年に持ち直しの動きが明確になって以来、回復を続けており、平成17年には愛知万博の開催(3月25日~9月25日)、中部国際空港の開港(2月17日)。
- ・このような中、農業生産活動は、減少傾向にあるものの全国と比較して緩やかなものとなっている。一方、土地利用型農業は零細な経営が多く、農業の構造改革が立ち遅れている。
- ・さらに、食料自給率の向上、BSEや偽装表示問題等による食の安全と消費者の信頼の確保、地球温暖化等により環境に配慮した持続可能な社会への転換が重要な課題。



#### <重点的に推進する事項>

1. 地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進 —食の安全及び消費者の信頼の確保、消費者等との連携の強化を中心として—
2. 東海農業・農業関連産業の振興 —東海の特徴を活かした食料産業の振興—
3. 環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進 —農業・農村環境と地域資源の保全、都市との双方向交流—

## 2. 経 過

### 【 農林水産本省 】

- ・ 農林水産本省は、他省庁に先駆けて12年度から実績評価により政策評価を実施（13年7月公表）
- ・ 14年度から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（13年法律第86号）及び同法に基づき策定された「政策評価に関する基本方針」に基づき、政策評価を実施

### 【 東海農政局 】

- ・ 東海農政局は、12年12月、「新基本法農政の推進に当たっての東海農政局の取組（アクションプログラム）」を策定  
13年1月に組織再編を契機に「新・東海農政局における今後の重点推進事項」を設定  
14年度に、16年度までの3年間を期間とする「行動計画」を策定  
17年度に、21年度までの5年間を期間とする新たな「行動計画」を策定  
19年度に「行動計画」の中間見直しを実施
- ・ 「取組」に係る「評価」は、14年度から本格的に実施

## 3. 評 価

- ・ 「評価」の対象となる「東海農政局行動計画」の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間です。
- ・ 東海農政局行動計画に基づく「取組」について、毎年度、評価を実施します。
- ・ 評価結果は、東海地域農政懇談会における意見聴取を経て、東海農政局食料・農業・農村基本法農政推進本部で決定します。決定後は、速やかに東海農政局ホームページ又は東海農政局総合広報誌等の広報媒体を活用し、公表します。

— 「東海農政局食料・農業・農村基本法農政推進本部」（平成13年1月6日設置） —

### 第3 活動内容

#### (2) 施策の具体化及びその取組評価

新基本法農政の推進を図るため、局内における行動計画及び目標を決定するとともに、それらに基づく局内の各種取組等について評価を行う。

# I, 目標及び平成19年度の評価結果

## 【重点的に推進する事項1】

### 地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進

—食の安全及び消費者の信頼の確保、消費者等との連携の強化を中心として—

#### 重点的に推進する事項設定の考え方

- ・東海地域のカロリーベースの食料自給率(16年度)は20%、管内各県毎の自給率は、三重県(42%)、岐阜県(26%)、愛知県(13%)。
- ・27年度の全国ベースの食料自給率目標(45%)を達成すべく、東海地域においても積極的な取組を行い、農業生産及び消費の両面について目標・指標を設定。今後も東海地域の食料自給率向上のため、必要な目標・指標を検討。
- ・食の安全は、BSEや偽装表示問題等を受け、国民の関心が高い重要課題。
- ・大消費地名古屋を抱え、全国有数の野菜・畜産等の産地がある東海地域において、「食」と「農」の距離を縮め、食の安全・消費者の信頼を確保することが必要。
- ・また、一人一人が自らの食について考え、判断できるようにする「食育」を推進。

目 標		H19年度評価																												
項	目	指標、目標値、達成状況等					目標の達成度合い	現状分析・改善方向等																						
東海地域の食料自給率の向上	<p>【新規】</p> <p>東海地域が連携して食料自給率向上に取り組む体制の整備</p>	<p>◆指 標 : 研究会への参加団体の拡大</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担 当 部 : 企画調整室</p>	<p>(単位: 団体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	23	26	29	実 績	—	—	20	23			<p>H19年度の目標を達成した。</p> <p>流通関係、給食関係(学校・流通)、栄養士、地方自治体(概ね30万人都市)の11団体が新規参加</p>	<p>1. テーマ設定について 生産者団体の参加がないため、来年度以降、生産者団体の参加に結びつくようなテーマ設定を考える必要がある。</p> <p>2. 自給率向上の取組について クッキング自給率(*)を活用することで食事メニュー毎に食料自給率を簡単に計算できることから、毎日の食生活の中で食料自給率を意識し、食料自給率の向上に繋げてもらえるよう、特に子育て世代をターゲットとして、イベント等機会ある度にクッキング自給率の普及を図る。</p> <p>(*) 料理自給率計算ソフト／農林水産省ホームページ(HP)に掲載</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																								
目 標	—	—	—	23	26	29																								
実 績	—	—	20	23																										

目 標		H19年度評価																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																				
	<b>【新規】</b> 飼料自給率の向上	◆指 標 : 粗飼料の作付面積の拡大 ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 生産経営流通部 (単位: ha) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,400</td> <td>6,900</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>6,190</td> <td>6,020</td> <td>5,960</td> <td>5,888</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※各年度の飼料作付の増加面積 = (10,000ha - 5,960ha) / 9 = 450ha/年		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	6,400	6,900	7,300	実績	6,190	6,020	5,960	5,888			目標達成率: 92% 平成18年度第2回全国飼料増産行動会議で示された東海地域の飼料作物作付け面積の目標を達成するために、東海地域飼料増産推進協議会の開催や現地検討会、普及・推進のためのキャラバン、PR資料の配付等を実施した。 しかしながら、平成19年の飼料作物作付面積については、三重県において稲発酵粗飼料の作付面積が増加したものの、畜産農家の高齢化や戸数の減少、規模拡大による労働力不足、水田における飼料生産に必要な耕畜連携の体制づくりが不十分であったこと等から、管内全体の作付面積は前年を下回る5,888haとなり、19年度の目標6,400haを達成できなかった。	各種現地検討会の開催や飼料増産のためのPR資料の配付等による飼料作物作付面積の拡大に向けた取組を実施したが、畜産農家の高齢化や戸数の減少に加え、水田における飼料作物の作付けメリットの啓発活動が不十分であったこと等から、作付面積拡大には至らず、やや減少となった。 これら19年度の取組の検証結果・指摘等を踏まえ、東海地域飼料増産推進協議会において決定した20年度行動計画に即し、支援対策の有効活用や経営面も含めた自給飼料生産、水田における飼料作物作付のメリットに係る啓発活動に重点を置いて、稲発酵粗飼料やトウモロコシサイレージ等の現地検討会の開催や、PR資料の配付等に取り組む。 また、これらの取組のフォローアップとして、希望する市町村単位で現地指導を行う。
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	—	—	—	6,400	6,900	7,300																			
実績	6,190	6,020	5,960	5,888																					
	<b>【新規】</b> 地産地消の推進	◆指 標 : 地産地消の認知度の向上 ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 生産経営流通部 (単位: %) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>47</td> <td>54</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>40</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	47	54	60	実績	—	—	40	45			目標達成率: 96% 「食に関するアンケート」の結果、認知度は向上したものの、45%と目標を僅かに達成できなかった。	目標は達成できなかったものの認知度は着実に向上していることから、引き続きこれまでの取組を行うとともに、現行計画が自給率向上や食育と連携した取組を推進することとしているものの、地産地消を推進する上で有効と考えられる他産業と連携した取組が計画されていないため、新たに他産業と連携した取組を推進し、地産地消の認知度の向上を図る。
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	—	—	—	47	54	60																			
実績	—	—	40	45																					
	食育の推進	◆指 標 : 食事バランスガイドの普及・推進 (食事バランスガイドの認知度向上) ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 消費・安全部 (単位: %) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>41</td> <td>57</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	20	40	50	60	70	実績	—	30	41	57			H19年度の目標を達成した。	特になし
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	—	20	40	50	60	70																			
実績	—	30	41	57																					
	米・麦の消費拡大の推進	◆指 標 : 米飯学校給食の推進(米飯学校給食の1週間当り実施回数の維持) ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 食糧部	目標達成率: 97% 文部科学省の調査によると、米飯学校給食の週当たりの実施回数は、	米飯学校給食の必要性に対する関係者の理解を一定程度得ることはできたが、予算等の関係から、19年度では米飯学校給食回数の増加には結びつかなかった。																					

		<p style="text-align: center;">(単位：回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 米粉パン給食はその実態に応じて、米飯給食回数に含む。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	3.0	3.0	3.2	3.2	3.2	実績	3.0	3.0	3.1	3.1			<p>岐阜県3.1回、愛知県3.1回、三重県3.0回と管内の単純平均(3.1回)では全国平均(2.9回)を上回っている。</p>	<p>県別には全国平均(2.9回)を下回る県はないが、全国平均を下回っている管内市町村に対し引き続き働きかけを行うとともに「めざましごはんキャンペーン」や各種イベントを通じてごはん食の推進に引き続き取り組む。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	—	3.0	3.0	3.2	3.2	3.2																			
実績	3.0	3.0	3.1	3.1																					
		<p>◆指 標：米粉食品の普及・推進(米粉食品取扱店数の増加)</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：食糧部</p> <p style="text-align: center;">(単位：店)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>50</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>19</td> <td>29</td> <td>36</td> <td>44</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	23	27	43	50	58	実績	19	29	36	44			<p>19年度の目標を達成した。</p>	<p>目標を着実に達成しつつあり、引き続き20年度活動計画に基づき取り組む。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	—	23	27	43	50	58																			
実績	19	29	36	44																					
		<p style="text-align: center;">【新規】</p> <p>◆指 標：小麦の管内流通の促進(管内産小麦の管内における流通比率)</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：食糧部</p> <p style="text-align: center;">(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>90</td> <td>91</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>89</td> <td>99</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	90	91	92	実績	—	—	89	99			<p>19年度の目標を達成した。</p>	<p>製粉企業の合併により管内産小麦の管内における流通比率が増加し、21年度の目標を達成したことから当該行動計画を削除する。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	—	—	—	90	91	92																			
実績	—	—	89	99																					
<p>食の安全及び消費者の信頼の確保</p>	<p>GAP(適正農業規範)の導入・普及の推進</p>	<p>◆指 標：</p> <p>◆目標年度：</p> <p>◆担当部：</p>	<p style="text-align: center;">〔 GAPについては、19年度に入り、本省段階で見直されたところであり、当局においては、19年度現在、見直し中 〕</p>																						
	<p>JAS法に基づく食品表示の適正化の推進(表示実施率の向上不適正表示の減少)</p>	<p>◆指 標：生鮮食品の適正な品質表示確保率</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：消費・安全部</p> <p>① 名称表示に係るAランク店舗の割合</p> <p style="text-align: center;">(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>79</td> <td>82</td> <td>85≤</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>73.2</td> <td>78.1</td> <td>88.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Aランク店舗とは、全ての生鮮食品に表示のある店舗をいう。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	75	77	79	82	85≤	実績	73.2	78.1	88.5				<p>① 名称表示 19年度の目標を達成する見込み(平成19年11月末実績：87.2%)</p>	<p>1. 実績値の取り扱いについて 18年度以降に調査結果が上昇した理由は、各店舗における適正表示の向上も大きな要因であるが、調査における県域店舗と広域店舗の割合が変わったことも一因と考えられる。現行調査は、Aランクの割合が高い広域店舗が多いため、高めの表示率を示すことになるが、実態に近づけるためには、県域店舗、広域店舗を加重平均して求めた実績とする必要がある。 【参考】18年度を例に取り、広域、県域別の店舗数に応じて実績を再検証すると、Aランク店舗の割合は、名称表示で73.6%、原産地表示では65.6%となり、ともに最終年度(21年度)の目標は、達成していない状況。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	—	75	77	79	82	85≤																			
実績	73.2	78.1	88.5																						

目 標		H19年度評価																																								
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																																					
		<p>② 原産地表示に係るAランク店舗の割合 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>68</td> <td>71</td> <td>75≤</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>61.4</td> <td>68.0</td> <td>83.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Aランク店舗とは、全ての生鮮食品に表示のある店舗をいう。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	63	65	68	71	75≤	実績	61.4	68.0	83.4				<p>② 原産地表示 19年度の目標を達成する見込み (平成19年11月末実績：81.1%)</p>		<p>18年度の調査実績 (Aランク店舗の割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称表示</th> <th>原産地表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単純平均</td> <td>88.5%</td> <td>83.4%</td> </tr> <tr> <td>加重平均</td> <td>73.6%</td> <td>65.6%</td> </tr> <tr> <td>広域店舗</td> <td>97.7%</td> <td>94.4%</td> </tr> <tr> <td>県域店舗</td> <td>69.8%</td> <td>61.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 今後の取組について 特に県域業者のAランク店舗の割合を高める必要があるため、今後は各県との連携を強化する。食品製造業者に対し業者間取引の表示が義務化されることから、業者に対し改正内容の説明が必要であり、20年度以降も継続して出張講座等の機会を捉え、説明を実施する。</p>			名称表示	原産地表示	単純平均	88.5%	83.4%	加重平均	73.6%	65.6%	広域店舗	97.7%	94.4%	県域店舗	69.8%	61.0%
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																				
目標	—	63	65	68	71	75≤																																				
実績	61.4	68.0	83.4																																							
	名称表示	原産地表示																																								
単純平均	88.5%	83.4%																																								
加重平均	73.6%	65.6%																																								
広域店舗	97.7%	94.4%																																								
県域店舗	69.8%	61.0%																																								
	<p>食品のトレーサビリティ・システム(生産流通情報把握システム)の推進</p>	<p>◆指 標：生産履歴情報の記録・保管・提供をしている生産者団体(農協)の割合 ◆目標年度：H21 ◆担 当 部：消費・安全部</p> <p>(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>90</td> <td>95</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>54.2</td> <td>63.8</td> <td>95.7</td> <td>100.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	80	85	90	95	100	実績	54.2	63.8	95.7	100.0			<p>19年度目標を達成した。</p> <p>H19年度のアンケート調査は3月上旬で全て回収し、100%の実績が確認された。</p>		<p>19年度のアンケート結果が100%に到達し、目標を達成したため、本指標はH19年度をもって終了することとする。早期達成の理由として、農業のポジティブリスト制度導入を契機に、農協での生産履歴記帳運動が徹底され、生産履歴の記録・保管が常識となったこと及び記録・保管している生産履歴については、外部から照会があった場合、提供を拒否する正当な理由がないことが挙げられる。</p>																
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																				
目標	—	80	85	90	95	100																																				
実績	54.2	63.8	95.7	100.0																																						
	<p>【新規】 消費者等とのコミュニケーションの推進</p>	<p>◆指 標：リスクコミュニケーション開催を評価する者の割合 ◆目標年度：H21 ◆担 当 部：消費・安全部</p> <p>(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>92</td> <td>89</td> <td>88</td> <td>86</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	90	90	90	実績	92	89	88	86			<p>目標達成率：96%</p> <p>東海地域で普及していないGAP手法について「初めての方にもわかりやすい」をサブテーマに理解の促進を目的とした意見交換を開催した。このため、GAP手法をよく知る参加者からは内容の不足を指摘されており、結果として評価する率86% (達成率96%) にどどまった。</p>		<p>消費者等の交流推進に向けた新たな情報提供の場の拡大ができておらず、情報提供にあっても、職員研修は実施しているものの、各組織の積極的な取り組みとなっていない。また、これまでの情報は、食に係るわかりやすい一般的な情報に終始していることから、今後は、食品の安全に係るリスク管理手法等行政が講じている対策についても、積極的に情報提供するとともに、輸入食品、食中毒等食品の安全に係るテーマで、関係機関と幅広く連携し、生活者(消費者+生産者)を対象とした説明会、コミュニケーションを重点的に進める。</p>																
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																				
目標	—	—	—	90	90	90																																				
実績	92	89	88	86																																						

## 【重点的に推進する事項2】

### 東海農業・農業関連産業の振興

－東海の特徴を活かした食料産業の振興－

#### 重点的に推進する事項設定の考え方

- ・中部国際空港開港を契機に、機内食向けのカット野菜等の加工処理場の整備、県産農林水産物の輸出の動き、愛知万博での県内企業が生産したバイオマス食器の使用など、新たな農業・農業関連産業が萌芽。
- ・東海農業の重要部門である野菜は、近年の輸入農産物の急増等により経営悪化の傾向。野菜産地の改革（生産コストの低減、高付加価値化等）を図る必要。また、畜産は、BSEや高病原性鳥インフルエンザの発生、家畜排せつ物の適切な処理・利用、自給飼料の確保といった課題解決が必要。
- ・東海の水田農業は、農作業受委託を中心とした大規模かつ先駆的な営農システムが出現する一方で、零細な稲作経営も存在。新たな食料・農業・農村基本計画においても、地域農業を支える「担い手」の早期育成が急務と位置付け。
- ・整備された優良農地、農業水利施設の保全・改良更新を進め、農業生産性の向上と食料供給力の確保を図る。

目 標		H19年度評価							
項	目	指標、目標値、達成状況等					目標の達成度合い	現状分析・改善方向等	
効率的かつ安定的な農業経営の構築（土地利用型を中心に）	水田農業経営を中心とした担い手の育成	◆指標 A : 認定農業者数						目標達成率 <指標 A> 96% (H20.3末) <指標 B> 25% (H20.3末) <指標 C> — (検討中)	1. 認定農業者について 新たに認定を受けた経営体は増加したものの高齢化によるリタイア数も多く、目標数には届かなかった。今後は、農業経営基盤強化準備金等の認定農業者に限られたメリットを更に周知徹底し、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」（平成20年3月21日付け経営局長通知）に基づき、推進を強化し、特に、年齢制限を一律に課すことのないよう、市町村等への指導を行う。
		◆目標年度 : H21							
		◆担当部 : 生産経営流通部						認定農業者数については、過去1年間(19年4月～20年3月)に1,211経営体が新たに認定を受けたものの、高齢化によるリタイア等も多く実質増は989経営体となり、目標には届かなかった。 特定農業団体・特定農業法人数については、水田経営所得安定対策の対象者として、特定農業団体と同様の要件を満たす集落営農組織が位置付けられたことから、法人化への取組が具体化していない段階での麦・大豆の転作作物の生産を受託する組織で同対策に加入したものが多く、特定農業法人等の設立まで進展しなかったものと考えられる。	2. 指標の変更について 19年度から水田経営所得安定対策が導入され、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす集落営農組織が同対策の対象となった。また、20年度から、地域の担い手として、「地域水田農業ビジョン」の担い手リストに位置付けられている集落営農組織（特定農業団体を含む）であって、本対策への加入が相当であると市町村が認めた組織についても加入対象となるよう措置された。このため、これまでの指標「特定農業団体・特定農業法人数」については削除し、これに替わる
		(単位：経営体)	H16	H17	H18	H19	H20		
		目標	—	7,400	8,500	9,600	整理中	11,200	
		実績	6,803	7,041	8,209	9,198			
		(注) H19実績はH20年3月末(暫定値)							
		◆指標 B : 特定農業団体・特定農業法人数							
		◆目標年度 : H21							
		◆担当部 : 生産経営流通部							
		(単位：団体・法人)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
		目標	—	39	80	100	整理中	130	
		実績	6	10	22	25			
		(注) H19実績はH20年3月末(暫定値)							

目 標		H19年度評価																									
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																						
		<p>【新規】</p> <p>◆指標 C : 一定の条件を備えた集落営農組織数</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部 : 生産経営流通部</p> <p>(単位: 経営体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>検討中</td> <td>検討中</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>(171)</td> <td>221</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) H18実績は19年産水田経営所得安定対策への18年秋加入申請分(H19実績は、これに19年春申請分を含んだもの)</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	—	検討中	検討中	実績	—	—	(171)	221			<p>水田経営所得安定対策については、県と連携した個別指導の実施等に鋭意取り組んだ結果、周知度は一定程度進展したが、①様子見の農業者が存在すること、②中山間地域及び野菜作地域等で加入要件を満たす経営体が少なかったこと、③生産調整未達成地域では、対策への関心度が低く取組が進まないこと、④米へのこだわりから経理の一元化が困難として、米収入減少補てんに未加入の集落営農組織が存在すること等の理由により、加入促進が今一つ進まなかった。</p>		<p>ものとして、平成19年度に新たな指標として検討していた「一定の条件を備えた集落営農組織数」を設定する。</p>	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	—	—	—	検討中	検討中																					
実績	—	—	(171)	221																							
		<p>【新規】</p> <p>◆指標 : 担い手への農地(水田)利用集積面積</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部 : 生産経営流通部</p> <p>(単位: 千ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>47.3</td> <td>51.3</td> <td>55.3</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>39.3</td> <td>41.4</td> <td>43.6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) H19実績は推計値(8月末時点で確定)</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	47.3	51.3	55.3	実績	—	39.3	41.4	43.6			<p>目標達成率: 92% (H20年2月末推計値)</p>		<p>一定の成果を得ているものの、目標達成に至っていないため、今後の目標達成に向けて、以下の点に留意しつつ、県や市町村と連携の上、引き続き推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進活動の効率化を図るため、過去に推進活動を実施した市町村のフォローアップを実施。</li> <li>・推進活動の対象をこれまでの市町村のみではなく農作業受託組織等の農業者にも拡大</li> </ul>	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	—	—	47.3	51.3	55.3																					
実績	—	39.3	41.4	43.6																							
		<p>◆指標 : 基盤整備による担い手への農地利用集積面積</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部 : 整備部</p> <p>(単位: ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>1,290</td> <td>1,400</td> <td>1,770</td> <td>1,870</td> <td>1,970</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,190</td> <td>1,430</td> <td>1,500</td> <td>1,920</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) H18実績は暫定値</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	1,290	1,400	1,770	1,870	1,970	実績	1,190	1,430	1,500	1,920			<p>19年度目標を達成した。</p>		<p>今後の目標達成についても地元の実施体制は整っており、実現に向けて引き続き着実に推進する。</p>	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	1,290	1,400	1,770	1,870	1,970																					
実績	1,190	1,430	1,500	1,920																							
	<p>【新規】</p> <p>一般企業等の農業への参入</p>	<p>◆指標 : 一般企業等の農業への参入</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部 : 生産経営流通部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	16	22	28	実績	—	4	9	15			<p>目標達成率: 94% (H20.3末現在)</p>		<p>市町村・一般企業等への制度の周知不足及び市町村の受入体制整備の立ち遅れにより、目標達成に至っていないため、今後の目標達成に向け以下の点に留意しつつ、引き続き推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般企業等への制度周知のため、引き続き建設業界、食品業界等の団体等に対して制</li> </ul>	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目標	—	—	—	16	22	28																					
実績	—	4	9	15																							

				度及び支援措置をPRするとともに、これまでに接触を図っていなかった企業、団体等への働きかけを行う。 ・市町村への制度周知及び受入体制充実への取組として、引き続き市町村への制度周知を図り、参入促進に向けた指導・助言を行うとともに、参入企業が現れた場合に市町村担当者が円滑かつ的確な対応ができるよう支援を行う。																					
	農業生産基盤の整備	<p>◆指 標 : ライフサイクルコスト(建設・維持管理等にかかる全てのコスト)の低減を図りつつ整備する基幹的水利設(用・排水路)の延長</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担 当 部 : 整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位: km)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>0</td> <td>53</td> <td>111</td> <td>171</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	50	100	150	200	250	実 績	0	53	111	171			19年度の目標を達成した。	<p>現行計画は基幹水利施設の更新延長を中心に整理していたが、ライフサイクルコストを低減するストックマネジメント手法を導入していくという意味では、今後実施する機能診断、機能保全計画策定を目標設定することが適切と考えられ、既存の農業水利施設の有効利用を図り、効率的な機能保全対策を推進していくための目標設定に改める。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	50	100	150	200	250																			
実 績	0	53	111	171																					
国際競争力のあ る産地づくり	野菜、畜産等産地の体質強化	<p>&lt; 野 菜 &gt;</p> <p>◆指 標 : 産地強化計画における認定農業者数(指定産地: 68産地(H19.5現在))</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: 経営体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,478</td> <td>2,664</td> <td>2,850</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,292</td> <td>2,380</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	2,478	2,664	2,850	実 績	—	—	2,292	2,380			<p>目標達成率: 96%</p> <p>各県に対し、目標達成に向けた推進を指導したが、販売面での課題(高付加価値化、加工業務用向け)や高齢化の進展から産地強化計画の中間評価(H19)における認定農業者数については、現状年(H18)から約4%増加し、年度目標達成率は96%にとどまった。</p>	<p>高付加価値化を目指した産地の取組に対する市場評価や加工業務用向けへの対応が十分でなく、また資材費、重油の高騰による生産コスト高、高齢化の進展等により伸び悩んだ。高付加価値化を目指した取組については、市場性を高めるための要素についての情報を収集、産地に情報提供し、認定農業者への誘導を図る。</p> <p>また、加工業務用向けについては、実需者ニーズに対応した生産出荷のあり方を検討し、契約取引への意識の高揚を図る。</p> <p>資材高騰(燃油含む)に対応した事業の活用等をPRする。</p> <p>働きかける。</p>
			H16	H17	H18	H19	H20	H21																	
目 標	—	—	—	2,478	2,664	2,850																			
実 績	—	—	2,292	2,380																					
<p>&lt; 畜 産 &gt;</p> <p>◆指 標 : 認定農業者の認定率</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>42</td> <td>47</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>46</td> <td>集計中</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	31	36	42	47	52	実 績	28	32	46	集計中			<p>19年度の目標を達成する見込み</p> <p>H19実績は、20年7月頃に確定する予定であるが、H18でH19の目標を超えていることから19年度目標は、達成できるものと見込んでいる。</p>	<p>H18でH20の目標(47%)近くまで達成(19年7月判明)したことから、H20の目標を上方修正する。</p>		
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	31	36	42	47	52																			
実 績	28	32	46	集計中																					

目 標		H19年度評価																									
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																						
	輸出促進に向けた取組の促進	<p>◆指 標 : 農産物等の輸出品目の拡大 ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位:品目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)目標数値は農業団体等の生産現場における取組数</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	4	5	6	7	8	実 績	3	4	6	8			<p>19年度の目標を達成した。</p> <p>19年度においては、新たに愛知県の「アールスメロン」「愛宕なし」2品目の拡大があり、目標を達成。</p>		<p>輸出促進に向けたセミナーの開催等きめ細かい取組が予算的に難しい状況にあり、各県協議会や関係団体との更なる連携が必要である。今後は、各県協議会等との連携を強化し、関係団体との共催によるセミナーや情報交換等を効果的に実施し新たな輸出先及び品目拡大を推進するとともに、20年度以降の目標値を上方修正する。</p>	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目 標	—	4	5	6	7	8																					
実 績	3	4	6	8																							
農業と食品産業等との連携の促進(産学官連携を含む)	農業と食品産業等との連携の促進(産学官連携を含む)	<p>◆指 標 : 個別クラスターの形成数 ◆目標年度 : H21 ◆担 当 部 : 生産経営流通部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>検討中</td> <td>検討中</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)クラスターとは、本来「ブドウの房」の意。 産業クラスターは、米国の経営学者マイケル・ポーターが提示した概念で「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」 (注2)個別クラスターは、分野別クラスターと同じ語意。 18年度までは分野別クラスターと称していたが、目標設定に当たり、より個別具体的な表現とするため、名称を変更。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	3	検討中	検討中	実 績	—	—	—	5			<p>19年度の目標を達成した。</p>		<p>食料産業クラスター形成は、農業者や食品事業者の意見を取り入れつつ着実な取組が行われ、新しい個別クラスター形成の動きも始まるなど、クラスター自らの活動へと進展。今後、クラスター協議会自らの積極的な取組へ移行させる段階となっており、地域経済の中核をなす中小企業や農林漁業の活性化を図るため、両者が異業種を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要である。これらはクラスター協議会の枠組みのみで達成することが困難であり、より広い支援策が必要とされる。こうした中、農林水産省と経済産業省が一体となって、中小企業者と農林漁業者との連携を支援するため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(「農商工等連携促進法」)が公布された。この農商工等連携促進法において、食料産業クラスター協議会は、中核的役割を果たす組織として位置づけされたことに伴い、現在指標としている個別クラスターの形成を発展的に変更し、農商工等連携の支援を行うこととする。</p>	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																					
目 標	—	—	—	3	検討中	検討中																					
実 績	—	—	—	5																							

## 【 重点的に推進する事項 3 】

### 環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進

－農業・農村環境と地域資源の保全、都市との双方向交流－

#### 重点的に推進する事項設定の考え方

- ・環境問題に対する関心が高まる中、農業全体について環境保全を重視したものに転換することが不可欠。
- ・バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月閣議決定)に基づき、関係府省が連携し、バイオマスの利活用を推進。温暖化防止、循環型社会の形成、新産業の育成、農林水産業・農山漁村の活性化などの効果に期待。
- ・東海における耕地面積は、平成5年以降の10年間の推移をみると、8.1%減と全国7.6%を上回って減少。東海地域の農業を支える整備された優良農地、農業水利施設について、食料の安定供給、多面的機能の発揮を図るため、将来にわたって維持・保全していくことが重要。
- ・東海3県で人口は1千万人を超え、中央部に名古屋市をはじめとする都市地域が位置し、その周辺に農村地域が広がる。また、高速道路などの交通網が発達し、伊勢湾等の港湾や中部国際空港などの国際交流機能も有する。このような特性を活かした都市との交流や魅力ある農村づくりを推進。

目 標		H19年度評価																									
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																						
地域資源の保全を通じた農村環境の保全	農地及び農業用水等の保全	<p>◆指 標：農地面積（農業振興地域農用地区域内（H11年度を基準に目標値を設定））</p> <p>◆目標年度：H21</p> <p>◆担当部：農村計画部</p> <p style="text-align: right;">（単位：千ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H11</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>165</td> <td>165</td> <td>165</td> <td>165</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>167</td> <td>163</td> <td>161</td> <td>161</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）H19実績値は暫定値</p>		H11	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	165	165	165	165	165	実績	167	163	161	161			<p>目標達成率：71%</p> <p>優良農地面積（農振農用地区域内農地面積）については、各県の基本方針に見込まれている面積を下回って推移している。</p> <p>19年度末における東海3県の農地面積（農業振興地域農用地区域内）</p> <p>すう勢値 151千ha</p> <p>目 標 値 165千ha</p> <p>実 績 値 161千ha</p>		<p>農用地区域からの除外については、社会経済情勢等を反映し、農地転用等が減少傾向にあること等から、各県の基本方針で過去の転用実績のすう勢等から見込んだ農用地区域除外面積を下回っている。</p> <p>一方、農用地区域への編入については、厳しい農業情勢等を反映して、①関係権利者の合意形成が得られないこと、②耕作放棄地の増加などから、各県の基本方針に見込まれている面積を大きく下回っている。このため、目標165千haに対して実績は161千haとなった。</p> <p>農振制度については、地方自治体の自治事務であることを踏まえつつ、農振制度の一層の適切な運用とともに、現在行われている耕作放棄地の発生防止・解消が図られるよう、各県あるいは市町村に対してあらゆる機会を通じ助言等に努めていく必要がある。</p> <p>なお、目標値等については、現行計画どおりとするが、平成27年を目標とする新たな国の基本指針を受け、各県においても基本方針の見直しが行われることから、各県の見直しが出揃った段階で必要な見直しを行う予定</p>	
				H11	H17	H18	H19	H20	H21																		
目標	—	165	165	165	165	165																					
実績	167	163	161	161																							
<p>（備考）</p> <p>達成率 = <math>(161 - 151) / (165 - 151)</math> = 0.71</p> <p>注1：達成率は、「当該年度実績値－当該年度すう勢値」を「（当該年度目標値－当該年度すう勢値）」で除したものの。</p> <p>注2：各農地面積は耕作放棄地面積を除く数値。</p> <p>19年度耕作放棄地面積：3県計4,891ha（農業資源調査H19.12による）</p>																											

目 標		H19年度評価																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																				
		<p style="text-align: center;"><b>【新規】</b></p> <p>◆指 標 : 農地・水・環境保全向上対策(共同活動)地区面積</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担 当 部 : 整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位:千ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>65</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)20年度以降については、共同活動実施状況(内容、参加状況等)を見ながら指標・目標値を検討。</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	60			実 績	—	—	—	65			<p>19年度の目標を達成した。</p> <p>管内全体の要望面積は、65千haとなり、目標とした60千haを上回る結果となった。ただし、三重県では本対策浸透に向けた取組の遅れ等により目標面積12千haとしたものの11千haに留まった。</p> <p>要望実績 岐阜県 : 25千ha 愛知県 : 29千ha 三重県 : 11千ha 計 65千ha</p>	<p>本対策は、農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみで効果の高い共同活動への支援と、化学肥料・化学合成農業を大幅に低減する先進的な営農活動への支援を一体的に実施するものであるが、今年度行動計画では営農活動に関する地域要望把握が遅れており行動計画目標の設定が困難であったため共同活動に関する行動計画とした。</p> <p>共同活動における目標値に対し三重県で所定の目標に達していないことから、20年度新規掘り起こしに向けて取り組む必要がある。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	—	—	60																					
実 績	—	—	—	65																					
環境保全型農業の推進	環境保全型農業の推進	<p>◆指 標 : エコファーマーの育成・確保</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>3,347</td> <td>3,760</td> <td>4,772</td> <td>4,886</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>2,934</td> <td>3,298</td> <td>4,359</td> <td>4,883</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)目標は各県長期計画の積み上げ(H18は9月末実績)</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	3,347	3,760	4,772	4,886	5,000	実 績	2,934	3,298	4,359	4,883			<p>19年度の目標を達成した。</p>	<p>エコファーマーが、19年度から実施されている「農地・水・環境保全向上対策」の営農活動支援の要件となったこともあり、前年度に引き続き目標を達成した。</p> <p>今後も、「農地・水・環境保全向上対策」の普及浸透活動において、エコファーマー認定の拡大を強く推進する。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	3,347	3,760	4,772	4,886	5,000																			
実 績	2,934	3,298	4,359	4,883																					
バイオマス利活用の推進	バイオマス利活用の推進	<p>◆指 標 : バイオマスタウン構想策定市町村数</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担 当 部 : 企画調整室</p> <p style="text-align: right;">(単位:市町村)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	—	3	6	6	11	16	実 績	0	0	2	4			<p>目標達成率:67%</p> <p>19年度に愛知県豊橋市と田原市でバイオマスタウン構想が策定され、これによりバイオマスタウン構想策定地区は4地区となった。</p> <p>19年度公表を目指し進めてきた名古屋市と岐阜県揖斐川町については、公表が20年4月~5月にずれ込んだため、結果として目標達成率67%となった。</p>	<p>バイオマス利活用の普及・推進を鋭意図っているところであるが、具体的なハード事業計画がなければバイオマスタウン構想策定にはなかなか結び付かないものであり、財政難もあって厳しいものがある。</p> <p>市町村に対するアンケート調査では、バイオマスタウン構想未策定の要因として多くの市町村が挙げていることは、廃棄物や未利用資源は少なくないが、市町村合併直後であり、優先順位の高い事業や取組が多く、バイオマスまでは手が廻らないという意見やどの課が担当するか決まっていないという意見が多い。バイオマスの利活用については、徐々にではあるが認識されつつあり、様々な機会を捉えて引き続き普及・推進を行うことが必要。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	—	3	6	6	11	16																			
実 績	0	0	2	4																					

目 標		H19年度評価																																												
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標の達成度合い		現状分析・改善方向等																																									
都市と農村の交流	都市と農村の交流	<p>◆指標 A : 主な交流促進施設の入込客数</p> <p>◆目標年度 : H 21</p> <p>◆担当部 : 農村計画部</p> <p style="text-align: right;">(単位: 万人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>1,540</td> <td>1,580</td> <td>1,620</td> <td>1,660</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,500</td> <td>1,554</td> <td>1,668</td> <td>1,730</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>◆指標 B : 主な農林漁業体験民宿宿泊者数</p> <p>◆目標年度 : H 21</p> <p>◆担当部 : 農村計画部</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>16.4</td> <td>16.8</td> <td>17.2</td> <td>17.6</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>16.0</td> <td>16.9</td> <td>20.3</td> <td>21.3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700	実績	1,500	1,554	1,668	1,730				H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	16.4	16.8	17.2	17.6	18.0	実績	16.0	16.9	20.3	21.3			<p>&lt;指標 A&gt; 19年度の目標を達成した。</p> <p>&lt;指標 B&gt; 19年度の目標を達成した。</p>	<p>県が主催するグリーン・ツーリズムツアーへの参加については、都市住民の関心の高まりにより参加が良いため、当局担当者が参加するに至らなかった。</p> <p>また、予定していた「ニッポン全国“田舎”フェア(名古屋会場)」については、本年度、東京及び大阪の2会場での開催となり、名古屋市での開催が見送られたため、当局参加によるPR活動が出来なかった。</p> <p>今後は、20年度からモデル事業としてスタートする「子ども農山漁村交流プロジェクト」を重点的に推進する。</p>
		H16	H17	H18	H19	H20	H21																																							
目標	—	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700																																								
実績	1,500	1,554	1,668	1,730																																										
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	—	16.4	16.8	17.2	17.6	18.0																																								
実績	16.0	16.9	20.3	21.3																																										
	【新規】 多面的機能の理解促進に関する取組	<p>◆指標 : 田んぼの生きもの調査共同調査団体数</p> <p>◆目標年度 : H21</p> <p>◆担当部 : 農村計画部/整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位: 団体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>28</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 目標、実績とも団体数は延数</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	—	—	20	40	60	実績	—	—	—	28			19年度の目標を達成した。	19年度に国・県で実施した田んぼの生きもの調査は、小学校・自治体・地域の子供会などの参画を得て、目標の共同調査参加団体数20団体に対し、28団体の参加を得ることができたが、共同調査参加団体数に地域格差が見られるため、共同調査参加団体数が少ない地域の地区について本調査の趣旨を再度説明し理解を得よう努める。																					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	—	—	—	20	40	60																																								
実績	—	—	—	28																																										
農村地域の生活環境の向上	農村部の污水处理施設の普及	<p>◆指標 : 農業集落排水施設の整備率</p> <p>◆目標年度 : H 21</p> <p>◆担当部 : 整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)注)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>58</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>61</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	—	55	58	63	65	67	実績	52	59	61	64			19年度の目標を達成した。	農業集落排水の整備対象人口が見直し(計画人口減)されたため、目標の見直しを行った。今後とも農業用排水等の水質保全、農村の生活環境の改善、資源循環の促進などについての理解の醸成に努め、農業集落排水の整備を着実に推進する。																					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	—	55	58	63	65	67																																								
実績	52	59	61	64																																										

目 標		H19年度評価																			
項	目	指標、目標値、達成状況等				目標の達成度合い	現状分析・改善方向等														
【新規】 農山漁村の活性化	農山漁村の活性化	◆指 標 : 活性化計画の作成市町村数 ◆目標年度 : H21 (全体目標はH23年) ◆担 当 部 : 農村計画部、整備部 (単位:市町村)				目標達成率: 81%  19年度活性化計画作成状況 ・岐阜県 7市町村 ・愛知県 3 〃 ・三重県 3 〃	農山漁村活性化法は、新規に創設された施策であることや活動期間が限られていたことなどの理由から目標値をやや下回った(20年度は目標を超える33市町村において作成されている)。														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>31</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13</td> <td>(33)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注) H20実績は、H20,6月現在で確認できている市町村数		H16	H17			H18	H19	H20	H21	目 標	—	—	—	16	31	47	実 績	—	—
	H16	H17	H18	H19	H20	H21															
目 標	—	—	—	16	31	47															
実 績	—	—	—	13	(33)																

## II, 平成19年度活動計画の実績

### 1, 重点的に推進する事項 1 / 地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進

目 標			平成19年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
東海地域の食料自給率の向上	【新規】 東海地域が連携して食料自給率向上に取り組む体制の整備	研究会への参加団体の拡大	<p>1. 取組の方向 食料自給率向上に係る国民一人一人の関心、理解の醸成を図るため、東海地域の生産者、JA、流通業者、食品産業事業者、消費者団体、栄養士、地方自治体等の間で取組に関する意見や情報の交換を行う研究会を開催するとともに、参集範囲を拡大し、自給率向上に向けた機運の醸成を図る。</p> <p>2. 具体的取組内容            (1) 東海農政局食料自給率向上研究会の開催(1回)            (2) 東海農政局食料自給率向上研究会への参加団体の拡大(3団体)に向け、            ・電話による参加要請(随時)            ・訪問による参加要請(随時)            ・各種会議等での参加要請(随時)            (3) 食料自給率に関する勉強会・説明会開催(4回)            (4) ふるさと農林水産フェア外各種イベントに出展            (5) 食料自給率向上に関するパンフレットの作成・配布(10,000部超)</p>	<p>1. 取組の方向 自給率向上研究会を開催するとともに参集範囲を拡大した。また、食料自給率向上に向けた機運の醸成を図るため、本年度は、主に「食育」の観点から実施した。</p> <p>2. 具体的取組内容            (1) 東海地域食料自給率向上研究会の開催(1/29)            (2) 東海地域食料自給率向上研究会への参加団体の拡大(3団体)に向け、電話、訪問(行政関係、学校関係)、イベント開催時による参加要請を実施            (3) 食料自給率に関する勉強会・説明会の開催(4回)            ・第19回愛知サマーセミナーでの講演(7/23)            ・学校栄養士研修会での講演(10/16)            ・愛知県学校栄養職員研究協議会研修会での講演(2/16)            ・一宮生活協同組合まつりでの講演(3/9)            (4) 農林水産フェア(春5/3~5、秋10/6~7)、なごや食フェスタ2007(10/27~30)に出展参加            (5) 食料自給率向上に関するパンフレットを作成(10,000部)</p>
	【新規】 飼料自給率の向上	粗飼料の作付面積の拡大	<p>1. 取組の方向 管内各県における飼料自給率の向上に向けた取組を推進する。</p> <p>2. 具体的取組内容            (1) 東海地域飼料増産推進協議会の開催(2回)            (2) 東海地域飼料増産協議会・現地検討会の開催(2回)            (3) 普及・推進のためのキャラバンとPR資料の配付(適宜)</p>	<p>1. 取組の方向 管内各県における飼料自給率の向上に向けた取組を推進した。</p> <p>2. 具体的取組内容            (1) 東海地域飼料増産推進協議会の開催(2回: 5/16・3/11)            (2) 東海地域飼料増産協議会・現地検討会の開催(4回: 6/19・9/12・9/20・10/18-19)            (3) 普及・推進のためのキャラバン(5回: 7/25, 7/30, 9/6(2回), 2/5)とPR資料の配布</p>

目 標			平成 19 年度 活 動 計 画	
項	目	指標等	計 画	実 績
	【新規】 地産地消の推進	地産地消の認知度の向上	<p>1. 取組の方向 地産地消の認知度向上及び地産地消推進計画の策定促進に向けた取組を行うとともに自給率向上や食育と連携した取組を推進する。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 地産地消の推進（パンフレットの作成・配布） (2) 現地実態調査（3県） (3) 優良事例の収集・紹介 (4) 地産地消推進計画の策定指導（3県）</p>	<p>1. 取組の方向 地産地消の認知度向上及び地産地消推進計画の策定促進に向け、パンフレットの作成・配布とともに、イベントを活用したパネル展示等の取組を行うとともに、食育と連携した取組を推進した。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 地産地消の推進 （パンフレットの作成・配布：9月 2,000部） (2) 現地実態調査等（3県、2～3月） (3) 優良事例の収集・紹介（全国地産地消優良活動表彰への推薦、愛知県1カ所） (4) 地産地消推進計画の策定指導（3県、随時）</p>
	食育の推進	食事バランスガイドの普及・推進	<p>1. 取組の方向 関係者と連携した国民運動としての食育推進に向け、食育推進基本計画と新たに制定される各県の食育推進基本計画との整合性を取りつつ、教育ファームの推進及び当面の最重要課題である「食事バランスガイド」の認知度向上のための具体的取組を着実に推進する。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 関係者と連携した食育の推進のための食育総合展示会等の開催（1回） (2) 事業者のための「食事バランスガイド」活用セミナー等の開催（1回） (3) 毎月19日の「食育の日」を中心として、食事バランスガイドの普及・活用のための取組を実施 (4) 6月の食育月間に食事バランスガイドの普及・活用の取組を集中的に実施 (5) 食育推進のための意見交換会の開催（1回） (6) 東海農政局ホームページ（以下、「HP」という。）「食育タウン」で「食事バランスガイド」の普及・活用に役立つ情報の発信</p>	<p>1. 取組の方向 関係者と連携した国民運動としての食育推進に向け、食育推進基本計画と各県の食育推進計画との整合性を取りつつ、教育ファームの推進及び当面の最重要課題である「食事バランスガイド」の認知度向上のための具体的取組を着実に推進した。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 食のフォーラムin東海Vegeの開催（2/22） (2) 「食事バランスガイド」活用セミナー（6/21） (3) 中日新聞社他主催「ふるさと農林フェア（春・秋）」名古屋主催「なごや食フェスタ」等地域で行われた様々なイベントに出展し「食事バランスガイド」を普及 (4) 6月の食育月間における集中的取組 ・愛知県が主催する「あいちの食育県民大会」で「食事バランスガイド」の出張展示（6/7） ・消費者の部屋で食事バランスガイドをテーマにした特別展示（6/4～21） ・オアシス21の「エコファーマーズ朝市村」において、愛知県栄養士会と連携して「食事バランスガイド」の普及及びグッズの配布（6/10, 24） (5) 意見交換会の開催 ・東海3県、名古屋市の食育の実務担当者と「食育推進のための意見交換会」を開催（11/1） ・食育アドバイザーグループとの意見交換会を開催（12/4） (6) 「とうかい食育推進だより」を発行し東海農政局HP「食育」に登載（19年11月から） (7) 新たな食育ツールの作成</p>

米・麦の消費拡大の推進	<p>米飯学校給食の推進（米飯学校給食の1週間当り実施回数の維持）</p>	<p>1. 取組の方向 栄養バランスに優れた米を中心とする「日本型食生活」の実践に資するため、ごはん食の推進に向けた普及活動、米飯（米粉パンを含む）給食の回数の維持・定着及び増加などに取り組む。</p> <p>2. 具体的取組内容 （1）ごはん食推進に向け、テレビ番組「いまどき！ごはん」を局・農政事務所HP等により情報発信 （2）ごはん食（日本型食生活）推進に向けたイベント等の開催 （3）学校給食関係者との情報交換等（随時）</p>	<p>1. 取組の方向 米飯学校給食回数の低い市町村の関係者に対する重点的な働きかけを行うとともに、食に関するイベント等を通じた米飯学校給食及びごはん食の推進等に取り組んだ。</p> <p>2. 具体的取組内容 （1）農政局HP、ポスター及びチラシ等で「めざましごはんキャンペーン」の情報提供を行い、朝ごはん食の重要性のPR活動を行った。 （2）ふるさと農林水産フェア、なごや食フェスタ等の大規模イベントにおいて米飯学校給食の意義及び「ごはん食」の重要性についてPR活動を行うとともに、8月29日に愛知県立農業大学校でお米ファミリースクールを開催し、次代の消費を担う子供たち及びその保護者に対する「ごはん食」の良さ、大切さの理解増進に努めた。 （3）米飯学校給食回数の低い市町村の教育委員会等へ出向き、直接関係者に対し働きかけを行った。</p>
	<p>米粉食品の普及・推進（米粉食品取扱店数の増加）</p>	<p>1. 取組の方向 食の多様化、簡便化に対応するため、米粉食品の認知度の向上を図ることとし、米粉パン等の米粉食品取扱店の情報の収集及び提供に取り組む。</p> <p>2. 具体的取組内容 （1）米粉食品の認知度を向上させるためのフォーラム等の開催（1回） （2）米粉食品の普及・推進に向け、局HP等による取組例等の情報発信</p>	<p>1. 取組の方向 局HPや米粉パン講習会等を通して米粉食品の認知度の向上に取り組んだ。</p> <p>2. 具体的取組内容 （1）ごはん食離れが懸念される若年層を対象に、名古屋文理大学短期大学部学校でお米パン工房等を開催し、米粉製品の認知度向上を行った。 （2）平成17年1月に立上げた東海地域の米粉パン販売店情報等を提供する局HPのリニューアルを随時行い、新鮮な情報の収集及び提供を行った。</p>
	<p>【新規】 小麦の管内流通の促進（管内産小麦の管内における流通比率）</p>	<p>1. 取組の方向 管内における使用を促進するため、東海地域における製粉企業を対象として、管内産小麦を使用した製品開発、販売拡大等についての情報交換を行うとともに、生産者サイドに対して実需者ニーズの的確な伝達を進める。</p> <p>2. 具体的取組内容 各県産麦の現状と課題、今後の取組に関する管内製粉企業との会議又は麦民間流通地方連絡協議会での情報交換等を実施（6回／年）</p>	<p>1. 取組の方向 各種会議を通じて東海地域における製粉企業及び生産者に対し管内産小麦の使用促進についての情報交換等に取り組んだ。</p> <p>2. 具体的取組内容 （1）管内大手製粉工場長交流会等出席（6回） （2）麦民間流通地方連絡協議会出席（3回） （3）小麦の管内流通の促進を図るため、東海農政局HPで東海地方産小麦、県産小麦の学校給食での取組、県産小麦を使った加工食品等県内産小麦の消費拡大に繋がる様々な取組を紹介した。</p>

目 標			平成19年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
食の安全及び消費者の信頼の確保	GAP（適正農業規範）の導入・普及の推進		〔GAPについては、19年度に入り、本省段階で見直されたところであり、 当局において、19年度現在、見直し中〕	
	JAS法に基づく食品表示の適正化の推進 （表示実施率の向上、不適正表示の減少）	生鮮食品の適正な品質表示確保率	<p>1. 取組の方向 消費者に軸足を置いた分かりやすい表示制度を目指して、食品表示監視調査、食品表示制度の普及・推進、関係行政機関との連携を柱に取組を行う。監視調査実施計画に基づき平準的、効率的に実施し、食品表示110番には迅速に対応する。消費者、事業者等を参集した懇談会、フォーラムの開催、出張講座の実施など、食品表示制度の普及は若年層から高齢者と幅広い取組を行う。また、事業者、生産者に対する食品表示制度、法令遵守等を推進する。更に3県、消費安全技術センター、公正取引委員会等、関係機関と連携した食品表示の適正な運営に努める。</p> <p>2. 具体的取組内容  (1) 東海地区食品表示懇談会の開催（3回）  (2) 食品表示地域フォーラム開催に係る指導・助言  (3) 職員研修の開催（1回）  (4) 中部運輸局との意見交換会（1回）  (5) 東海3県の表示担当者との意見交換会開催（1回）  (6) 消費者を対象にした親子食品表示パトロール隊の実施（3回以上）  (7) 消費者団体、事業者等が開催する食品表示説明会等に積極的に参加  (8) 小・中・高・大学校や料理教室、地域の生涯学習等にアプローチし、若年層から高齢者と幅広い取組を行う  (9) 出張講座時等において食品表示制度、法令遵守等の推進  (10) 県・市町村・保健所等関係機関を通じた消費者・事業者に対する食品表示110番及び出張講座の周知徹底  (11) 各部等の開催するイベント時に食品表示110番、出張講座の周知ビラを配布  (12) 「食品表示110番」シールを作成し、配布するポスター、パンフレット等に貼付  (13) 出張講座時等に「食品表示110番」制度の認</p>	<p>1. 取組の方向 消費者に軸足を置いた分かりやすい表示制度を目指して、食品表示監視調査の実施、食品表示制度の普及、関係行政機関との連携を柱に取組を行ってきた。監視調査実施計画に基づき平準的、効率的な調査を実施し、食品表示110番には迅速に対応した。消費者、事業者等を参集したフォーラム、セミナーの開催、出張講座の実施など、食品表示制度の普及について若年から高齢者と幅広い層への取組を行ったが、特に、食品表示110番の対応については、関係機関と連携して的確に対応し、その結果、赤福への指示・公表となった。また、出張講座等の機会を捉え、事業者、生産者に対する食品表示制度、法令遵守等を推進した。3県、消費安全技術センター、公正取引委員会等、関係機関と連携した食品表示の適正化に努めた。更に、食品製造業者に対し業者間取引の表示が義務化されることから、東海3県で4回の説明会を開催するなど、周知徹底に努めた。</p> <p>2. 具体的取組内容  (1) 食品表示地域フォーラム開催に係る指導・助言  (2) 警察を講師に迎え、県職員も参加した職員研修の開催（1回）内部研修（1回）  (3) 中部運輸局との意見交換会（1回）  (4) 東海3県の表示担当者、消費安全技術センターが参画した食品表示適正化に向けた合同会議（1回）  (5) 公正取引委員会、東海北陸厚生局、北陸農政局、消費安全技術センターが集まる東海・北陸地域における食品表示関係機関連絡会の開催（2回）  (6) 愛知県との情報の共有及び連携の強化に関する交換会（月1回）  (7) 消費者を対象にした親子食品表示パトロール隊の実施（3回）  (8) 消費者団体、事業者等の集会や大学、生涯学習等、幅広い層にアプローチして食品表示の適正化、法令遵守に向けた出張講座を実施。アンケート調査により、今後の普及・推進に活用  (9) 食品の業者間取引の説明会について積極的に開催（公募4回）  (10) 県・市町村・保健所等関係機関や 各部等の開催するイベントを通じた消費者・事業者に対する食品表示110番</p>

		知度等のアンケート調査を実施し、今後の普及・推進に活用	及び出張講座の周知徹底
食品のトレーサビリティ・システム（生産流通情報把握システム）の推進	生産履歴情報の記録・保管・提供をしている生産者団体（農協）の割合	<p>1. 取組の方向 トレーサビリティの導入を推進するため、トレーサビリティへの理解を深めるセミナーを開催するとともに、関係団体が主催する会議等に参加し、システム導入の自発的な取組の促進に努める。</p> <p>2. 具体的取組内容 ・セミナーの開催(1回)</p>	<p>1. 取組の方向 トレーサビリティの導入を推進するため、トレーサビリティへの理解を深めるセミナーを開催し、システム導入の自発的な取組の促進に努めた。</p> <p>2. 具体的取組内容 ・セミナーの開催(12/5)</p>
【新規】 消費者等とのコミュニケーションの推進	リスクコミュニケーション開催を評価する者の割合	<p>1. 取組の方向 消費者等との交流を推進するため、関係機関と連携の上、意見交換、情報提供の場を拡大するとともに、わかりやすい資料の作成、職員の説明能力の向上を図る。また、実施に当たっては、積極的なPRに努める。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 食品に関する意見交換会の開催(1回) (2) 消費者団体との懇談会の開催(1回) (3) 管内生協との懇談会等の開催(2回) (4) 消費者の部屋セミナーを活用した意見交換会の開催(5回) (5) 食料品消費モニター懇談会(1回) (6) 消費者団体主催による懇談会等への出席(40回) (7) 職員研修の開催(2回)</p>	<p>1. 取組の方向 消費者等との交流を推進するため、関係機関と連携の上、意見交換、情報提供の場を拡大するとともに、わかりやすい資料の作成、職員の説明能力の向上を図った。また、実施に当たっては、積極的なPRに努めた。</p> <p>2. 具体的取組内容(予定を含む) (1) 食品に関する意見交換会の開催1回(1/29) (2) 消費者団体との懇談会の開催1回(11/27) (3) 管内生協と懇談会等の開催1回(9/21) (4) 消費者の部屋セミナーを活用した意見交換会の開催(8/22、9/26、11/12) (5) 食料品モニター懇談会の開催(2/29) (6) 消費者団体主催の懇談会等への出席(40回) (7) 職員研修の開催(7/19~20、2/27)</p>

## 2, 重点的に推進する事項2 / 東海農業・農業関連産業の振興

目 標			平成19年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
効率的かつ安定的な農業経営の構築（土地利用型を中心に）	水田農業経営を中心とした担い手の育成	認定農業者数 特定農業団体数 特定農業法人数  <b>【新規】</b> 一定の条件を備えた集落営農組織数	<b>1. 取組の方向</b> 市町村等に対し、担い手育成関係事業の積極的な活用等について働きかけを行い、認定農業者等担い手の育成・確保を図るとともに品目横断的経営安定対策の対象者の要件を①満たしていない者に対しては、要件を達成するよう、県担い手育成総合支援協議会等と連携し個別指導を実施、②満たしている（満たした）者に対しては、県担い手育成総合支援協議会等を通じ具体的な対策の加入手続きに関する情報を前広に提供し、確実な加入を誘導・確認  <b>2. 具体的取組内容</b> (1) 集落レベル等への局幹部等による「いつでもどこでも担い手相談会」の開催（30地区） (2) 担い手基本台帳に基づく、県と連携した個別指導の実施（品目横断出張受付：50回） (3) 「担い手相談窓口」の活動の継続実施 (4) 担い手育成・確保及び品目横断的経営安定対策を推進するためのPR資料の作成、関係機関等への配布、局HPでのPR (5) 担い手の育成・確保を推進するための施策の周知徹底等の実施（県担い手育成総合支援協議会等担い手担当者会議（3回：4月10月1月））	<b>1. 取組の方向</b> 市町村等に対し、担い手育成関係事業の積極的な活用等について働きかけを行い、認定農業者等担い手の育成・確保を図るとともに、水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の対象者の要件を、①満たしていない者に対しては、要件を達成するよう県担い手育成総合支援協議会等と連携し個別指導を実施、②満たしている（満たした）者に対しては、県担い手育成総合支援協議会等を通じ具体的な対策の加入手続きに関する情報を前広に提供し、確実な加入を誘導・確認した。  <b>2. 具体的取組内容</b> (1) 集落レベル等への局幹部等による「いつでもどこでも担い手相談会」の開催（75地区） (2) 担い手基本台帳に基づき、県と連携した個別指導の実施（水田経営所得安定対策出張受付：約50回） (3) 水田経営所得安定対策や米政策改革に関する相談等を一元的に受け付け、迅速かつ統一的に対応するため、従来の窓口を統合し新たに「水田経営相談窓口」（農政安心ダイヤル）として2月4日から相談活動を実施 (4) 担い手育成・確保及び水田経営所得安定対策を推進するためのPR資料（「農業経営基盤強化準備金の事務手続について」（15,000部）、「集落営農の皆さんへ 支援策を充実しました」（5,000部）及び「水田経営所得安定対策見直しのポイント」（150,000部））の作成、関係機関等への配布、局HPでのPR (5) 担い手の育成・確保を推進するための施策の周知徹底等の実施（県担い手育成総合支援協議会等担い手担当者会議（4回：5月、10月、11月、1月）、農業経営基盤強化準備金制度説明会（11月））
		<b>【新規】</b> 担い手への農地（水田）利用集積面積	<b>1 取組の方向</b> 市町村等に対し、農地利用集積関係事業の積極的な活用等について働きかけを行い、担い手への農地利用集積を促進  <b>2 具体的取組内容</b> (1) 農地利用集積に関する市町村への推進活動（30回／集積率等を考慮の上、対象市町村を選定）	<b>1 取組の方向</b> 管内各県と連携の上、市町村への推進活動や農地利用集積に関するマニュアルを用いた広範なPR活動等を行い、担い手への農地利用集積の推進を図った。  <b>2 具体的取組内容</b> (1) 農地利用集積に関する市町村への推進活動（38回／集積率等を考慮の上、対象市町村を選定） (2) 「農地利用集積事務の案内」（マニュアル）2,000部を作

		<p>(2) 「農地利用集積事務の案内」(マニュアル) 2,000部を作成し、市町村等に直接配布して利用集積を働きかけるとともに、東海農政局HPでPR</p> <p>(3) 農地利用集積を推進するための施策の周知徹底(県担当者会議3回: 4月 10月 1月)</p>	<p>成し、市町村等に直接配布して利用集積を働きかけるとともに、東海農政局HPでPR</p> <p>(3) 面的集積事例、市町村単独事業実施事例の収集と情報発信</p> <p>(4) 農地利用集積を推進するための施策の周知徹底(県等担当者会議4回: 4月 10月 12月 1月)</p>
	<p>基盤整備による担い手への農地利用集積面積</p>	<p>1 取組の方向 基盤整備による農業構造改革を加速化するため、各県・市町村・土地改良区と連携を図りながら、担い手への農地の集積を促進する。</p> <p>2 具体的取組内容 担い手への農地の利用集積を促進するため、県、市町村、土地改良区等を対象とする事業制度の説明会を開催(各県1回)する。</p>	<p>1, 取組の方向 基盤整備による農業構造改革を加速化するため、各県・市町村・土地改良区と連携を図りながら、担い手への農地の集積を促進した。</p> <p>2, 具体的取組内容 県、市町村、土地改良区等を対象とする説明会を各県1回開催した。</p>
<p>【新規】 一般企業等の農業への参入</p>	<p>一般企業等の農業への参入</p>	<p>1, 取組の方向 建設業界、食品業界等の団体等に対して制度及び支援措置をPRするとともに、県、市町村、農業会議との連携のもとに、特定法人貸付事業による一般企業の農業参入を加速化</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 出張セミナーによる推進活動(20回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地区建設産業再生支援協議会、各種セミナー等に出向き制度及び支援施策をPR</li> </ul> <p>(2) HP等を活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海農政局HPを随時更新し、最新の支援策や参入区域、参入事例等の情報を発信。</li> <li>・各種イベントにおいて一般企業等の農業参入の促進に係るパンフレットを配布(2,500部)</li> </ul> <p>(3) 市町村に対する助言・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想に特定法人貸付事業を位置づけた市町村を対象に巡回し、参入促進を図る上での課題等を明確にした上で適切な指導を実施(24市町村)</li> <li>・基本構想に特定法人貸付事業を位置づけていない市町村を対象に巡回し、事業効果等を説明した上で基本構想の見直しを促進(24市町村)</li> </ul>	<p>1, 取組の方向 建設業界、食品業界等の団体等に対して制度及び支援措置をPRするとともに、県、市町村、農業会議との連携のもとに、特定法人貸付事業による一般企業の農業参入を推進した。</p> <p>2, 具体的取組内容</p> <p>(1) 出張セミナーによる推進活動(5回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地区建設産業再生支援協議会及び同協議会主催のセミナーに出向き、制度及び支援施策をPR</li> </ul> <p>(2) HP等を活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海農政局HPを随時更新し、最新の支援策や参入区域、参入事例等の情報を発信。</li> <li>・各種イベントにおいて一般企業等の農業参入の促進に係るパンフレットを配布(1,250部)</li> </ul> <p>(3) 市町村に対する助言・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想に特定法人貸付事業を位置づけた市町村を対象に巡回し、参入促進を図る上での課題等を明確にした上で適切な指導を実施(37市町村)</li> <li>・基本構想に特定法人貸付事業を位置づけていない市町村を対象に巡回し、事業効果等を説明した上で、基本構想の見直しを促進(10市町村)</li> </ul>

目 標			平成19年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
	農業生産基盤の整備	ライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかる全てのコスト）の低減を図りつつ整備する基幹的水利設（用・排水路）の延長	<p>1 取組の方向 良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保に向けて農業水利施設等の適切な更新・保全管理を実施するため、県・市町村・土地改良区等と連携して事業の推進を図る。また、施設の機能診断に基づき劣化の状況に応じて予防保全と更新整備を適切に選択し、ライフサイクルコストを低減するストックマネジメント手法の導入を図る。</p> <p>2 具体的取組内容 (1) 適切な水利施設等の更新・保全管理を行うため県等を対象とする事業制度の説明会を開催(1回)する。 (2) 国営造成施設の機能診断及び予防保全計画策定に関する今後5カ年の実施計画に基づき、19年度は、優先度を考慮した4地区を対象に機能診断及び予防保全計画策定を実施する。</p>	<p>1, 取組の方向 良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保に向けて農業水利施設等の適切な更新・保全管理を実施するため、県・市町村・土地改良区等と連携して事業の推進を図る。また、施設の機能診断に基づき劣化の状況に応じて予防保全と更新整備を適切に選択し、ライフサイクルコストを低減するストックマネジメント手法の導入を図った。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 各県及び土地改良事業団体連合会の担当者を集め、本省から講師を招きストックマネジメント事業の説明会を開催(6/1)。 (2) 国営造成施設については、優先度を考慮した実施計画に基づき、本年度は濃尾用水、尾張西部、矢作川総合、中勢用水、矢作第二地区(乙川頭首工を追加)の5地区を対象に機能診断及び機能保全計画の策定を行った。</p>
国際競争力のあ る産地づくり	野菜、畜産等産 地の体質強化	< 野 菜 > 産地強化計画における認定農業者数（指定産地：68産地(H19.5現在)）	<p>1, 取組の方向 19年度からは計画の推進を図るため、関係者を集めた推進会議を開催するとともに、担い手の育成及び加工・業務用の取組等に関する産地において現地での検討会を併せて開催する。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 推進会議の開催(2回) (2) 現地検討会の開催(3回) (3) 現地指導(10カ所)</p>	<p>1, 取組の方向 各産地の推進状況を報告させるとともに、計画の推進を図るため関係者を集めた推進会議を開催した。また、計画策定産地(JA)において今後の推進方策について現地検討会を開催した。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 推進会議の開催(3回) (2) 現地検討会の開催(5回) (3) 現地指導(11カ所)</p>
		< 畜 産 > 認定農業者の認定率	<p>1, 取組の方向 認定農業者の認定率の向上を図るため、引き続き、ブロック会議の開催や現地指導等を実践する。また、取組状況のフォローアップのため、現地調査の実施ととりまとめを行う。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 18年度実績調査の実施ととりまとめ(6月) (2) ブロック会議等の開催(2回) (3) 現地指導(15カ所)</p>	<p>1, 取組の方向 認定農業者の認定率の向上を図るため、引き続き、ブロック会議の開催や現地指導等を実践した。また、取組状況のフォローアップのため、実績調査の実施・とりまとめを行った。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 18年度実績調査の実施・取り纏め(8月) (2) ブロック会議の開催(2回：5/17 3/12) (3) 現地指導(10カ所) (4) 認定農業者に関するPR資料の作成・配布(7月)</p>
	< 花 き >	<p>1, 取組の方向 花き産業振興方針に定められているホームユース需要を中心とした需要拡大、ブランド化に向けた生産</p>	<p>1, 取組の方向 花き産業振興方針に定められているホームユース需要を中心とした需要拡大、ブランド化に向けた生産・販売の推進等</p>	

		<p>・販売の推進等を図るため、生産サイドと小売等サイドとの交流会、生産者及び消費者への情報提供等の取組を実施する。</p> <p>2. 具体的取組内容  (1) 花き生販連携促進交流会大会の開催  (2) 現地指導等(10カ所)</p>	<p>ため、生産サイドと小売等サイドとの交流会、生産者及び消費者への情報提供等の取組を実施した。</p> <p>2. 具体的取組内容  (1) 花き生販連携促進交流会大会2007名古屋の開催(11/6 参加者：花きの関係者等329名)  (2) 現地指導等(10カ所) 岐阜県：神戸町外 2カ所  愛知県：田原市外 5カ所  三重県：津市外 3カ所</p>
	<鳥獣害対策>	<p>1. 取組の方向  鳥獣害防止対策事業により県域を越えた広域地域を対象とした取組を推進するとともに、「農作物鳥獣害対策ネットワーク東海」及びメールマガジンの更なる充実を図る。</p> <p>2. 具体的取組内容  (1) 東海地域鳥獣害対策連絡推進委員会の開催(1回)  (2) 研修会の開催(1回)  (3) 現地指導(3県)</p>	<p>1. 取組の方向  鳥獣害防止対策事業により、捕獲体制整備事業で「瀬戸市鳥獣害対策協議会」(愛知県)、地域連携ネットワーク事業で「NPO法人サルどこネット」(三重県)、広域連携事業で「宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会」(三重県・奈良県)が採択され、広域を含む各地域で取組を推進したとともに、新たに「東海地域鳥獣害メーリングリスト」(登録者161名)の開設、「農作物鳥獣害対策ネットワーク東海」及びメールマガジンによる情報発信を行った。また、岐阜大学応用生物科学部野生動物救護センターとの共催により東海地域鳥獣害対策シンポジウムを開催した(参加者170名)。</p> <p>2. 具体的取組内容  (1) 東海地域鳥獣害対策連絡推進委員会の開催(1回)  (2) 東海地域鳥獣害対策シンポジウムの開催(1回)  (3) 現地指導(3県)  (4) 「東海地域鳥獣害メーリングリスト」、「農作物鳥獣害対策ネットワーク東海」及びメールマガジンの発行(1回/年)による情報発信</p>
輸出促進に向けた取組の促進	農産物等の輸出品目の拡大	<p>1. 取組の方向  管内各県への輸出促進を一層推進するため、関係機関・関係者を構成員とした「東海地域農産物・食品輸出促進協議会(仮称)」の設立準備、推進チーム会議の開催、関係課との連携を強化し、輸出促進に係る情報を提供する。また、関係データ等を整備するとともに、現地調査、輸出関係者との意見交換等を実施する。</p> <p>2. 具体的取組内容  (1) 協議会設立に向けた会議の開催(2回)  (2) 推進チーム会議(4回)  (3) 現地指導(3県)  (4) 輸出関係者との意見交換(4回)</p>	<p>1. 取組の方向  東海地域の農林水産物・食品の輸出を一層促進することを目的とした「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」を設立するとともに、東海農政局に各種相談等に対応するための相談窓口を設置した。また、農政局・輸出協議会を中心として農林水産物輸出に関するセミナー・国内外バイヤーとの商談会を開催するとともに、関係者との意見交換等実施した。</p> <p>2. 具体的取組内容  (1) 協議会設立  ・「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」設立(9/6)  ・「東海農政局農林水産物等輸出相談窓口」設置(9/6)  (2) 局内推進チーム会議(1回)  (3) 現地指導(2県)  (4) 輸出関係者との意見交換(7回)  (5) 「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」(輸出セミナー・商談会)開催</p>

目 標			平成19年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
農業と食品産業等との連携の促進（産学官連携を含む）	農業と食品産業等との連携の促進（産学官連携を含む）	個別クラスターの形成数	<p>1. 取組の方向 岐阜県食料産業クラスター協議会の設立に向け、推進指導を行うとともに、東海管内各県において具体的な個別クラスターの形成を推進。</p> <p>2. 具体的取組内容            (1) 食料産業クラスター協議会の設立指導(1県)            (2) 個別クラスター形成に向けたセミナー(1回)            (3) 個別クラスター形成に向けた指導・助言(3県)</p>	<p>1. 取組の方向 岐阜県食料産業クラスター協議会の設立に向け岐阜県及び岐阜県食品産業協議会に対し、設立推進等の要請行動を行うとともに、東海管内各県において、具体的な個別クラスター形成を推進し、19年度設立された個別クラスターに対しては、指導・助言を行い、製品や試作品のPRや交流会が行われるよう支援・指導した。</p> <p>2. 具体的取組内容            (1) クラスター協議会の設立指導(1県)            (2) 個別クラスター形成に向けた指導・助言(3県延べ20回以上の現地指導)            (3) 交流会等への参画(3県延べ6回)            (4) コーディネーター・人材育成研修会の開催(1回：25名)</p>

### 3, 重点的に推進する事項3 / 環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進

目 標			平成19年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
地域資源の保全を通じた農村環境の保全	農地及び農業用水等の保全	農地面積（農業振興地域農用地区域内（H11年度を基準に目標値を設定））	<p>1, 取組の方向 優良農地の確保のため、各県に対してあらゆる機会を通じて助言等に努めるとともに、耕作放棄地対策の推進を図る。</p> <p>2, 具体的取組内容                      (1) 農振制度の各県別市町村勉強会の開催（3回）                      (2) 耕作放棄地対策ワーキンググループの開催                      (3) 耕作放棄地対策推進のための市町村との意見交換（2市町村以上／県）</p>	<p>1, 取組の方向 優良農地の確保のため、各県に対してあらゆる機会を通じて助言等に努めるとともに、耕作放棄地対策の推進を図った。</p> <p>2, 具体的取組内容                      (1) 農振制度の各県別市町村勉強会の開催（岐阜県3/7、愛知県3/10、三重県3/17）                      (2) 耕作放棄地対策WG開催（6回）                      (3) 耕作放棄地対策推進のための市町村との意見交換（岐阜県／11市町村、愛知県／10市町村、三重県／8市町村）                      (4) 耕作放棄地対策推進幹事会（主査：局次長、副主査：関係部長、メンバー：関係課長）の設置（2/18）</p>
		【新規】 農地・水・環境保全向上対策（共同活動）地区面積	<p>1 取組の方向 農業農村の多面的機能や農地・農業用水等の資源の保全の重要性等を広く国民（都市住民・消費者）に理解・醸成してもらうため、地域ぐるみの共同活動がしっかりと地域に定着するとともに、さらには質の向上が図られるよう支援活動や普及・推進活動を展開する。</p> <p>2, 具体的取組内容                      (1) 地域ぐるみの共同活動を実施する地域からの個々の課題等に対して、農政局としても県、市町村等と連携した支援体制を構築し、推進母体である地域協議会を支援する。                      (2) 非農業業者の参加促進等の活動実施の支援、活動組織間の情報交換、消費者の理解の醸成を目指し、「とうかい水土里フォーラム」の開催を実施する。                      ・農政局レベルで2回                      ・各県数回                      (3) NHK（名古屋文化センター）が主催する市民講座への参画                      (4) 水土里フォーラム「出会いの会」を開催する。                      ・活動のネットワークを広げるための、有識者会議の開催（2回）</p>	<p>1, 取組の方向 本対策の各地域における取り組み状況の把握及び促進、広く国民に理解・醸成してもらうため活動組織によるイベントへの参加、東海農政局HPでの優良事例紹介を実施。</p> <p>2, 具体的取組内容                      (1) 本年度の共同活動要望面積6万5千ha、1,120組織で採択申請手続きを終え活動を実施。                      ・活動組織等からの相談に対し局相談窓口において対応（約40件）                      ・地域協議会等との意見交換（9回）                      (2) 「とうかい水土里フォーラム」の開催、活動組織との情報交換としてイベントへの参画等を実施。                      ・とうかい水土里フォーラムの開催（3回）                      ・活動組織の消費者イベント参加（10回）                      (3) NHK市民講座参画（1回）                      (4) 有識者会議の開催（2回）</p>

目 標			平成19年度活動計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
環境保全型農業の推進	環境保全型農業の推進	エコファーマーの育成・確保	<p>1. 取組の方向 19年4月からの「農地・水・環境保全向上対策」対策の着実な推進を図るとともに、18年12月の「有機農業法」に施行にともない、環境保全型農業の中に有機農業を明確に位置づけ、推進することとする。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) ブロック環境保全型農業推進会議での方策の検討(2回) (2) 環境保全型農業推進セミナーの開催(1回/参加者100名) (3) 「農地・水・環境保全向上対策」実施地区におけるエコファーマーとの現地意見交換会開催(1回) (4) 農地・水・環境保全向上対策申請及びエコファーマー認定の手続き研修会開催(各県3地区) (5) 環境保全型農業に係る情報の提供(東海農政局HPのデータ更新及び「農地・水」事例紹介)</p>	<p>1. 取組の方向 幹事会、推進会議を開催し、環境保全型農業とともに有機農業を推進した。なお、「農地・水・環境保全向上対策」業務については、19年8月より整備部へ移管した。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 幹事会の開催(1回:9/11) 推進会議の開催(1回:11/27) (2) セミナーの開催(1回:3/11開催予定) (3) 現地指導・調査(3カ所)</p>
バイオマス利活用の推進	バイオマス利活用の推進	バイオマスタウン構想策定市町村数	<p>1. 取組の方向 バイオマスタウン構想の策定を推進し、あらゆるバイオマスの利活用について普及・推進するとともに、農水省としてバイオマス燃料の取り組み強化を打ち出していることから、BDF、エタノール等の推進も積極的に図っていく。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 東海農政局HPでのバイオマス取組事例等の紹介 (2) バイオマスメールニュース(事務局:本省)の発行(毎月1回程度) (3) 市町村に出向いての普及・推進/バイオマスタウン構想策定予定市町村等のフォローアップ(6回程度) (4) バイオマスフォーラムの開催(1回) (5) 一般市民に対するバイオマスニッポン総合戦略のPR(1回)</p>	<p>1. 取組の方向 市町村に出向き直接バイオマスタウン構想策定やバイオマスの利活用を推進するとともに、セミナー等のイベントを活用しバイオマス利活用の普及推進を図った。</p> <p>2. 具体的取組内容 (1) 東海農政局HPでのバイオマス取組事例の紹介等計画どおり実施 (2) バイオマスメールニュースの発行(5回/年) 本省バイオマスメールニュースが5回/年に止まったことから、農政局メールニュースも5回/年となった。なお、地域バイオマス発見活用促進事業がスタートしたことから、本事業の事業実施主体からバイオマスに関するメールニュースを1回/月発行(1/30日現在)。 (3) 10数市町村に出向き、直接バイオマスタウンの策定やバイオマス利活用のPRを行った。 (4) 地域バイオマス発見活用促進事業によりバイオマスセミナーを各県で開催するとともにバイオマスフェアを名古屋で1回開催し、計画以上に行った。 (5) 一般市民に対しても、各種イベントや上記セミナー等を通じて、計画以上に行った。</p>

都市と農村の交流	都市と農村の交流	主な交流促進施設の入込客数  ----- 主な農林漁業体験民宿宿泊者数	1. 取組の方向 都市と農村の交流促進を図るためには、引き続き、東海地域の特徴を活かした美しい農村づくり、都市住民等への農村の魅力の発信、関係者間の情報の共有、関係機関との連携が重要との観点から、様々な取組を推進する。特に、情報発信については、国の施策が行政機関向けだけでなく、民間団体等についても、その対象を拡大していることから情報発信を強化する。  2. 具体的取組内容 (1) 東海農政局美の里づくり懇談会の開催(1回) (2) 「東海美の里百選」による美しい農村景観の情報発信 (3) 景観法適用市町村との意見交換及び情報提供 (4) ホームページの充実等情報発信の強化 (5) 「ニッポン全国“田舎”フェア(名古屋会場)」を活用した情報発信 (6) 民間団体等(特にNPO法人)に対する情報発信 (7) 管内各県が実施するグリーン・ツーリズムに関連するツアーへの参加(モニター調査の実施) (8) 東海地域における都市と農山漁村の共生・対流連絡会議の開催(2回)	1. 取組の方向 都市と農村の交流促進を図るため、都市住民等への農村の魅力の発信をはじめ、関係者間の情報の共有、関係機関との連携の下、以下の取組を行った。  2. 具体的取組内容 (1) 亀山市坂本棚田で石積み研修会及び保安全管理についての懇談会を実施(3/2) (2) 景観法を適用市する町村との意見交換及び情報提供(9/3 岐阜県白川村、12/5 飛騨市) (3) 三重県主催の三重グリーン・ツーリズムシンポジウムに参加(9/6 三重県総合文化センター) (4) 岐阜県主催の「一村一企業パートナーシップ交流会」に参加(9/11 グランヴェール岐山) (5) NPO法人が事業主体となっている農村コミュニティ再生・活性化支援事業のサポート (6) 東海地域における都市と農山漁村の共生・対流連絡会議の開催(6/27 第1回会議、2/4 第2回会議) (7) 東海地区観光立国省庁連絡会議(事務局:中部運輸局)が県ごとに開催した省庁合同説明会に参加し、農山漁村活性化プロジェクトを説明
	<b>【新規】</b> 多面的機能の理解促進に関する取組	田んぼの生きもの調査共同調査団体数	1. 取組の方向 農業農村の持つ多面的機能について、広く一般国民への理解を促進するため、関係機関と連携して実施する。  2. 具体的取組内容 (1) 国、県が行う田んぼの生きもの調査(24地区) (2) 県が行う調査への積極的な参加(4地区)	1. 取組の方向 農業農村の持つ多面的機能について、広く一般国民への理解を促進するため、関係機関と連携して、計画通り実施した。  2. 具体的取組内容 (1) 国、県が行う田んぼの生きもの調査(24地区) (2) 県が行う共同調査に積極的に参加(4地区)
農村地域の生活環境の向上	農村部の污水处理施設の普及	農業集落排水施設の整備率	1. 取組の方向 農村における污水处理施設の普及を推進するため、市町村に対して事業実施に向けた啓発活動を実施する。  2. 具体的取組内容 ・市町村に対する普及活動(10市町村)	1. 取組の方向 農村における污水处理施設の普及のため、市町村に対して事業実施に向けた啓発活動を実施した。  2. 具体的取組内容 ・15市町村に対して説明を実施。

目 標			平成 19 年度 活動 計画	
項	目	指標等	計 画	実 績
【 新 規 】 農山漁村の活性化	農山漁村の活性化	活性化計画の作成市町村数	<p>1, 取組の方向 人口減少や高齢化が進み活力が低下している農山漁村において、地域間交流や定住等の促進を図るため、農山漁村活性化プロジェクトの推進に向けた、普及・推進活動を展開する。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 市町村へのキャンペーン ・ 県と連携を図りながら市町村を対象としたキャンペーンを実施。また、東海局管内の地域性や市町村の状況なども踏まえつつ、戦略的な取組を展開</p> <p>(2) HPの活用 ・ 東海農政局HP（農山漁村活性化支援窓口）に、パンフレット等を追加</p> <p>(3) シンポジウムの開催 ・ 「とうかい水土里フォーラム」の一環として農山漁村の活性化をテーマとしたシンポジウムの開催</p> <p>(4) 関係省庁との連携 ・ 関係法案の説明会等を連携して行えるよう各出先機関との調整（随時）</p>	<p>1, 取組の方向 農山漁村活性化プロジェクトの推進に向けて、市町村訪問を中心に普及・推進活動を展開。</p> <p>2, 具体的取組内容 (1) 市町村へのキャンペーン ・ 県との連携を図りながら48市町村でキャンペーンを実施</p> <p>(2) HPの活用 ・ 東海農政局HP（農山漁村活性化支援窓口）に、パンフレット等を追加</p> <p>(3) 「とうかい水土里フォーラム」の一環として農山漁村の活性化をテーマとしたシンポジウムを開催(7/17)</p> <p>(4) 関係省庁との連携 ・ 「都市と農山漁村の共生・対流連絡会議」（事務局：東海農政局）を開催(6/27)</p> <p>・ 中部地域産業活性化対策局長会議（事務局：中部経済産業局）を設置し、海洋深層水を核に地域活性化を進める三重県尾鷲市をモデル地域として関係出先機関（中部経済産業局、東海農政局、中部地方整備局、中部運輸局、三重労働局）が連携して支援</p>